

実 施 工 事 設 計 書

工事名称 宮古市民文化会館舞台設備(幕地)更新工事
工事場所 宮古市磯鶏沖2-22
工 期 120日間（連休等含む）

- 1. 工事場所
宮古市磯鶏沖2-22
- 2. 工事施設
宮古市民文化会館
鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て
敷地面積： 8,184.85㎡
延床面積： 5,304.93㎡
- 3. 工事内容
大ホールの舞台幕更新
既存幕撤去・処分

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
機械設備工事		1		式				
	計							
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
	計							
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式			消費税率 10 %	
工事費		1		式				

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
機械設備工事		1		式				
	計							

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
舞台機構幕地更新工事	1	式		
計				

舞台機構幕地更新工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
改修工事	改修工事	1	式		
計					
撤去工事	撤去工事	1	式		
計					

機械設備工事 細目別内訳

6

舞台機構幕地更新工事		改修工事		改修工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
舞台面養生費		1	式			別紙 00-0001
梱包運搬費		1	式			別紙 00-0002
幕地設置工事		1	式			別紙 00-0003
撤去・取付調整作業費	試運転調整費含む	1	式			別紙 00-0004
雑材消耗部品		1	式			別紙 00-0005
計						

機械設備工事 細目別内訳

舞台機構幕地更新工事		撤去工事		撤去工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発生材処理費	発生材処分・運搬共	1	式			
計						

舞台機構幕地更新工事		改修工事		改修工事		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
幕地設置工事		1	式			別紙 00-0003
引割幕	11,500*8,700 寛八別珍倍ヒダ	2	枚			
中ホリゾント幕	18,500*8,000 11号帆布ヒダ無し	1	枚			
バック幕	19,500*8,500 寛八別珍倍ヒダ	1	枚			
ホリゾント幕	19,500*8,500 11号帆布ヒダ無し	1	枚			
緞帳裏地、チチ紐 、下パイプ袋交換		1	式			
計						
撤去・取付 調整作業費	試運転調整費含む	1	式			別紙 00-0004
撤去・取付 調整作業費	試運転調整費含む	1	式			
計						
雑材消耗部品		1	式			別紙 00-0005
雑材消耗部品		1	式			
計						

名 称	工期	直接工事費 ①	率 ②	増減率 ③	共通仮設費率 ④＝②＋③	補正係数 ⑤	補正係数 ⑥	共通仮設費 ⑦＝①×④×⑤×⑥
機械設備工事 改修工事	4.0		3.34	0.00	3.34	1.00	1.00	
小計 (率対象)								
合計								

名 称	純工事費 ①	率 ②	増減率 ③	現場管理費率 ④＝②＋③	補正係数 ⑤	補正係数 ⑥	現場管理費 ⑦＝①×④×⑤×⑥
機械設備工事 改修工事		12.30	0.00	12.30	1.00	1.00	
小計 (率対象)							
合計							

名 称	工事原価 ①	率 ②	増減率 ③	一般管理費等 率④＝②＋③	前払金支出割 合補正係数⑤	一般管理費等 ⑥＝①×④×⑤	工事価格 ⑦＝①＋⑥
機械設備工事 改修工事							
合計 (率対象)		16.11	0.00	16.11	1.00		
契約保証費				0.04	1.00		
端数調整							
総計							

令和 8 年度

宮古市民文化会館舞台設備(幕地)更新工事

施工条件明示(特記仕様書)

当初設計

宮古市

明示項目	明示事項	適用の有無	内容									
I. 摘要範囲												
- 本特記仕様書は、 宮古市民文化会館舞台設備(幕地)更新工事 (以下「本工事」という。)に適用する。 - 本特記仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(以下「標準仕様書」という。))及び他特記仕様書に記載のない事項については、発注者の指示による。												
II. 工程関係												
1 工期		有										
- 本工事の工期は、以下による。<table><tr><td>全体工期</td><td>120 日間</td><td>※全体工期＝余裕期間＋実工期</td></tr><tr><td>うち余裕期間</td><td>0 日間</td><td>※工期の始期日を含めて数えた日数とする。</td></tr><tr><td>うち実工期</td><td>120 日間</td><td>※工事開始日を含めて数えた日数とする。</td></tr></table> - 実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工期(土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期、連休等)を含むものである。 ※参考 連休等 - ゴールデンウィーク 4月29日から5月5日 7日間 - お盆休暇 8月13日から8月16日 4日間 - お正月休暇 12月29日から1月3日 6日間 - 実工期のうち、設計工程上見込んでいる降雨(降雪含む)による休日日数 0 日間 - 実工期のうち、設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 0 日間 (作業不能理由:)				全体工期	120 日間	※全体工期＝余裕期間＋実工期	うち余裕期間	0 日間	※工期の始期日を含めて数えた日数とする。	うち実工期	120 日間	※工事開始日を含めて数えた日数とする。
全体工期	120 日間	※全体工期＝余裕期間＋実工期										
うち余裕期間	0 日間	※工期の始期日を含めて数えた日数とする。										
うち実工期	120 日間	※工事開始日を含めて数えた日数とする。										
2 概成工期 (概成工期とは、標準仕様書に定めるものをいう。)		無										
3 債務負担工事		無	本工事は、 年債務である。									
4 「余裕期間の設定」の有無		無										
- 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。 - 本工事の余裕期間及び実工期の始期日(工事開始日)は以下のとおりとする。<table><tr><td>余裕期間:契約書に定める工期の開始日から</td><td>〇〇 日間</td></tr><tr><td>工事開始日:契約書に定める工期の始期日から</td><td>〇〇+1 日目</td></tr></table> - 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 - 工事実績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。 - 工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。 - 工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。 - 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。 - 工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。 - 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。 - 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020283.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>【建築工事関係】「余裕期間」の設定(技術関連等)》				余裕期間:契約書に定める工期の開始日から	〇〇 日間	工事開始日:契約書に定める工期の始期日から	〇〇+1 日目					
余裕期間:契約書に定める工期の開始日から	〇〇 日間											
工事開始日:契約書に定める工期の始期日から	〇〇+1 日目											
5 週休2日工事の対象		有										
- 本工事は、岩手県県土整備部週休2日工事実施要領に定める 「完全週休2日(土日)Ⅰ型」 である。 - 実施にあたっては、「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。 - 詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部週休2日工事実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1020291.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>週休2日工事》												

明示項目	明 示 事 項	適用の有 無	内 容
6	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期	無	施設管理者と協議の上、計画する事。
7	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法	有	
8	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期	無	
9	関係機関、自治体、施設管理者等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容	無	
10	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又は、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	無	
11	工事一時中止の措置	有	- 工事請負契約書別記第20条に基づき、工事を一時中止する場合の取扱いは、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」中の「工事一時中止ガイドライン」によることとする。 - 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html 《国土交通省トップページ>政策・仕事>官庁営繕>「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」について》
12	熱中症予防対策に伴う施工効率の低下等を理由とした工期の延長変更について	有	
	- 受注者は、工事請負契約書別記第21条に基づき、工事発注時に際して見込む作業不能日数と著しく乖離した場合は、工期の延長変更を請求することができる。 - 発注者は、上記請求を受けた場合、環境省が公表している施工箇所の最寄りの観測地点の暑さ指数(WBGT)を確認のうえ、作業日における猛暑時間(8時～17時を対象として、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の時間帯をいう。)を踏まえて工期延長日数を算定する。 - 上記により難しい場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。		
13	その他	無	
Ⅲ. 施策関係			
1	下請契約対象の限定	有	- 社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを原則として禁止する。 - 正当な理由なく社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合、次の措置を実施する。 ① 工事成績評定の減点 ② 受注者への指名停止措置 - 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010858.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>【お知らせ】県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化》
2	県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書	有	
	- 県外業者との下請契約締結報告書及び建設資材調書は、以下のホームページ「(農林水産部・県土整備部所管)岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正について」により、様式をダウンロードし、必要事項の入力を行うものとする。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095433/1010908.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>入札契約制度>(農林水産部・県土整備部所管)岩手県営建設工事請負契約書附属条件の一部改正》 - 県外業者との下請契約締結報告書の提出は、変更契約を含めて紙又は電子データを提出するものとする。 - 建設資材調書の提出は、紙又は電子データを提出するものとする。		

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示項目	明 示 事 項	適用の有 無	内 容									
3	情報共有システム(ASP)の利用について	有	- 本工事は、情報共有システムを利用できるものとする。 - 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで業務の効率化を図るものをいう。情報共有システムを利用する場合は、契約後、別紙1により協議すること。 - 情報共有システムの利用については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1086473.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞土木技術管理・働き方改革＞【営繕工事】情報共有システム(ASP)の利用》									
4	新技術等の活用の推進について	無	- 施工に先立ち、本工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を除き、新技術情報提供システム(NETIS)や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に報告するものとする。 - 新技術等の活用により、設計図書の記載事項の変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 - 新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを行うものとする。 - なお、調査結果については、工事名・受注者名を公表する場合がある。 - 岩手県新技術等活用促進事業の詳細については、以下のホームページ「岩手県新技術等活用促進事業」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095545/1095569.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞各種相談窓口＞岩手県新技術等活用促進事業》									
5	再生資源利用認定製品	無	- 以下の資材を利用する場合は、再生資源利用認定製品を利用するよう努めるものとする。 - 詳細については、以下のホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html 《岩手県トップページ＞くらし・環境＞環境＞環境政策＞岩手県再生資源利用認定製品》 <table><tr><th>資材名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>	資材名	規 格	備 考						
資材名	規 格	備 考										
6	設計変更について	有	- 設計変更については、工事請負契約書別記第18条～第24条及び公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」によることとする。 - 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html 《国土交通省トップページ＞政策・仕事＞官庁営繕＞「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」について》									
7	現場環境改善(快適トイレの設置の試行)	有	- 受注者は、現場に快適トイレを設置することを原則とする。 - 快適トイレの標準仕様及び積算方法は、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1072803.html 《トップページ＞県土づくり＞建設業＞土木技術管理・働き方改革＞【営繕工事】快適トイレの導入》 - 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項は対象外とする。									
8	デジタル工事写真の黒板情報電子化について	有	- 本工事は、デジタル工事写真の黒板情報電子化を利用することができる。 - 詳細については、以下のホームページ「デジタル工事写真の黒板情報電子化」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1086476.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞土木技術管理・働き方改革＞【営繕工事】デジタル工事写真の黒板情報電子化》									
9	BIM活用工事	無	- 本工事は、受発注者の生産性向上を目的として3次元モデルを活用する「BIM活用」工事である。 - 詳細については、別添「EIR」及び以下のホームページ「岩手県営繕事業におけるBIM活用実施要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1086005/index.html 《岩手県トップページ＞県土づくり＞建設業＞土木技術管理・働き方改革＞営繕事業におけるBIM活用》									
10	法定外の労災保険の付保	有	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。									

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示項目	明 示 事 項	適用の有無	内 容
	11 営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行対象工事	無	
	遠隔臨場試行対象工事(受注者希望型) ・本工事は、遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、監督職員の立会い等を実施)の試行対象工事である。 ・詳細については、以下のホームページ「営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1072804.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>【営繕工事】建設現場の遠隔臨場》		
	12 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事	無	
	・本工事は、受注者が希望するCCUSを活用した工事(以下「CCUS活用工事」という。)の対象である。 ・詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領(以下「要領」という。)」を参照すること。 ・適用の有無が「無」の場合でも、CCUS活用工事の実施を希望する場合は、要領第4第3項に基づく協議により、CCUS活用工事を実施できる場合があること。 ・ https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1058795.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>建設キャリアアップシステム活用工事》		
	13 総合評価落札方式競争入札において建設キャリアアップシステムの活用を提案する場合の取扱い	無	
	・本工事が総合評価落札方式競争入札による発注で、受注者が技術提案評価項目Aで「当該工事における建設キャリアアップシステムの活用」を「活用する」として申請し評価点を得ている場合、受注者は「総合評価落札方式技術評価基準 別紙1(評価基準及び配点(A)(以下「評価基準別紙1」)に定める内容を実施すること。 ・やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評定における技術提案履行確認を「不履行」として扱う。 ・詳細については、以下のホームページに掲載する「評価基準別紙1」の「6留意事項[建設キャリアアップシステムの取組]」を参照すること。 ・ https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/1-2-03700.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>1-2-03700 総合評価落札方式競争入札技術評価基準》		
	14 総合評価落札方式競争入札において県内企業の活用を提案する場合の取扱い	無	
	・本工事が総合評価落札方式競争入札による発注で、受注者が技術提案評価項目Aで「県内企業の活用」を「70%以上」または「40%以上70%未満」として申請し評価点を得ている場合、受注者は「総合評価落札方式技術評価基準 別紙1(評価基準及び配点(A)(以下「評価基準別紙1」)のとおり申請した評価点に応じ県内企業の活用に取り組むものとする。 ・やむを得ない理由として発注者が認めた場合を除き、履行が確認されなかった場合は工事成績評定における技術提案履行確認を「不履行」として扱う。 ・詳細については、以下のホームページに掲載する「評価基準別紙1」の「6留意事項[県内企業の活用]」を参照すること。 ・ https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/1-2-03700.html 《岩手県トップページ>県政情報>入札・コンペ・公募情報>県営建設工事入札>県営建設工事入札各種資料>県営建設工事入札契約規程集>1-2-03700 総合評価落札方式競争入札技術評価基準》		
IV. 検査関係			
	1 監督職員の立会のうえ施工すべき工種がある場合は、その工種及び立会時期	無	
	2 検査員の中間技術検査を受ける工種がある場合は、その工種及び工事段階	無	
	3 検査員の指定部分検査を受ける工種がある場合は、その工種及び工事段階	無	
V. 用地関係			
	1 施工のための仮用地等として施工者に、県有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、仕様条件、復旧方法等	無	
	2 その他	無	
VI. 公害関係			
	1 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容	無	
	2 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等	無	
	3 その他	無	

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示項目	明 示 事 項	適用の有 無	内 容												
Ⅶ. 安全対策関係															
1	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間	無													
2	鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容	無													
3	落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容	無													
4	交通誘導員の配置を指定する場合は、配置場所、配置者数、編成等	無													
5	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	無													
6	その他	有	施設利用者・関係者への安全に配慮する事。												
Ⅷ. 工事用道路関係															
1	一般道路を搬入、搬出路として使用する場合	一													
	(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等	有	施設管理者と協議の上、計画する事。												
	(2) 搬入、搬出路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容	無													
2	仮道路を設置する場合は、その仕様と設置期間及び工事終了後の処置	無													
3	その他	無													
Ⅸ. 仮設関係															
1	仮土留、仮橋、足場等の仮設を他の工事に引渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、引渡期間、条件等	無													
2	仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲	無													
3	仮設の設計条件を指定する場合は、その内容	無													
4	その他	無													
X. 建設副産物関係															
1	土砂の搬入元(工事を除く)を指定する場合は、その箇所名、地先名及び搬入量	無													
	・ スtockヤード等からの土砂の搬入の有無 搬入元及び搬入量は以下のとおり。														
	<table><thead><tr><th>箇所名</th><th>地先名</th><th>搬入量(地山)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr></tbody></table>	箇所名	地先名	搬入量(地山)	備考			m3				m3			
箇所名	地先名	搬入量(地山)	備考												
		m3													
		m3													
	・ 具体的な箇所は別添「位置図」のとおり 受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。														
2	他工事からの建設発生土の搬入を予定する場合は、その搬入元工事名、搬入予定期間及び搬入量	無													
	・ 建設発生土の搬入予定工事の有無 本工事では、以下の工事からの建設発生土の搬入を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。														
	<table><thead><tr><th>搬入元工事名</th><th>搬入予定期間</th><th>搬入量 (盛土換算数量)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>令和 年 月 から 令和 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td>令和 年 月 から 令和 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr></tbody></table>	搬入元工事名	搬入予定期間	搬入量 (盛土換算数量)	備考		令和 年 月 から 令和 年 月	m3			令和 年 月 から 令和 年 月	m3			
搬入元工事名	搬入予定期間	搬入量 (盛土換算数量)	備考												
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3													
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3													
	・ 受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。														

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示項目	明示事項	適用の有無	内 容																			
	3 建設発生土の搬入先(工事を除く)を指定する場合は、その箇所名、地先名及び搬出量	無																				
	・ ストックヤード等への建設発生土の搬出の有無 搬出先及び搬出量は以下のとおり。																					
	<table><tr><th>箇所名</th><th>地先名</th><th>搬出量(地山)</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>m3</td><td></td></tr></table>			箇所名	地先名	搬出量(地山)	備考			m3				m3								
	箇所名	地先名	搬出量(地山)	備考																		
			m3																			
			m3																			
	・ 具体的な箇所は別添「位置図」のとおり 受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。																					
	4 他工事への建設発生土の搬出を予定する場合は、その搬出先工事名、搬出予定期間及び搬出量	無																				
	・ 建設発生土の搬出予定工事の有無 本工事では、以下の工事へ建設発生土の搬出を予定する。 詳細については、監督職員の指示を受けること。																					
	<table><tr><th>搬出先工事名</th><th>搬出予定期間</th><th>搬出量 (盛土換算数量)</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td>令和 年 月 から 令和 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr><tr><td></td><td>令和 年 月 から 令和 年 月</td><td>m3</td><td></td></tr></table>			搬出先工事名	搬出予定期間	搬出量 (盛土換算数量)	備考		令和 年 月 から 令和 年 月	m3			令和 年 月 から 令和 年 月	m3								
搬出先工事名	搬出予定期間	搬出量 (盛土換算数量)	備考																			
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3																				
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3																				
・ 受注者は、資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。																						
5 資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務																						
・ 本工事に土砂の搬入又は本工事から建設発生土を搬出する場合、下記に記す資源有効利用促進法に基づく元請業者の義務に留意すること。 ・ 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ・ 再生資源利用計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ・ 発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と上記確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ・ 発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 発注者は、発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																						
6 発生する建設廃棄物の最終処分場を指定する場合は、副産物名、受入場所及び受入時間帯	無																					
・ 指定廃棄物の処理の有無 工事の施工により発生する指定廃棄物は、以下の場所に搬入する。																						
<table><tr><th>廃棄物名</th><th>受入施設名</th><th>受入場所</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			廃棄物名	受入施設名	受入場所	備考																
廃棄物名	受入施設名	受入場所	備考																			
7 その他	有																					
・ 再生資源化施設及び建設廃棄物受入施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。																						

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示項目	明 示 事 項	適用の有 無	内 容
XI. 工事支障物件等			
1	地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等	無	
2	地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等	無	
3	その他	無	
XII. 排水関係			
1	排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用	無	
2	水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間	無	
3	その他	無	
XIII. 薬剤注入関係			
1	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等	無	
2	周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容	無	
3	その他	無	
XIV. その他			
1	工事現場発生産品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等	無	
2	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等	無	
3	関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等	無	
4	架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件	無	
5	工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容	無	
6	新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容	無	
7	部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期	無	
8	「現場代理人の兼務の適用」の有無	有	
- 本工事は、現場代理人の兼務に関する取扱い(令和3年3月8日付け出総第341号。以下「兼務に関する取扱い」という。)に基づき、2件の工事で現場代理人を兼務できる対象であり、工事請負契約書別記第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。 - 詳細については、以下のホームページ「現場代理人の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/3-2-01400.html 《岩手県トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞県営建設工事入札＞県営建設工事入札各種資料＞県営建設工事入札契約規程集＞3-2-01400 現場代理人の兼務に関する取扱い》			
9	「主任技術者及び監理技術者の兼務の適用」の有無	有	
- 本工事は、県営建設工事における技術者等の兼務について(令和7年1月21日付け出総第205号)に基づき、2件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。 - 詳細については、以下のホームページ「主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い」を参照すること。 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/kiteishu/3-2-01300.html 《岩手県トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞県営建設工事入札＞県営建設工事入札各種資料＞県営建設工事入札契約規程集＞3-2-01300 主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い》 - なお、主任技術者については、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に定める請負代金の額に満たない工事においては専任を要しないことから、本項目の対象の有無にかかわらず複数の工事を管理することができる。			

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示項目	明示事項	適用の有無	内 容
	10 「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」の有無	有	- 本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。 - 本工事は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象工事である。 - 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 - 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。 - 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知(設定)している最新の積算単価表の設計単価に変更するものとする。 - 設計単価の変更に伴う契約変更(第1回)は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及び仕様書等は変更しないものとする。 - 単価適用年月の変更を請求した場合においても、岩手県営建設工事請負契約書別記第25条第1項から第4項(いわゆる「全体スライド」)、第5項(いわゆる「単品スライド」)、第6項(いわゆる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更及び「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。 - 適用除外工事は以下のとおり。 ① 請求日時点で出来高が発生している工事。 ② その他発注者が適用除外と認めた工事。 - 詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準(建築・電気設備・機械設備)」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010941.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>【建築工事・拡大運用】工事請負契約締結後における単価適用年月変更》
	11 「労働者確保に要する共通費の実績変更」の有無	無	- 本工事は、「労働者確保に要する共通費の実績変更」対象工事である。 - 不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、受注者が負担する「共通仮設費(積上式)のうち仮設建物費(宿舍等)」、「共通仮設費(積上式)のうち労働者に係る送迎費」及び「現場管理費(率式)のうち労務管理費」の以下に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、契約締結後に受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。 ① 共通仮設費(積上式):労働者送迎費、仮設建物費(宿泊費、借上費) ② 現場管理費(率 式):労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用) - 受注者は、労働者確保に要する共通費の実績変更(以下「共通費の実績変更」という。)を請求する意思がある場合は、発注者に対し実績変更対象費(見込額)の提出を求めるものとする。 - 受注者は、「共通費の実績変更」を請求する場合は、実績報告書(様式1)及び実績変更対象費に実際支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。)を監督職員に提出し、「共通費の実績変更」の内容について協議するものとする。 なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 - 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「共通費の実績変更」の対象としない。 - 発注者は、「共通費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用について、下記に示す方法により積算変更時の設計額を算出するものとする。 ① 共通仮設費(積上式):積算基準により算出した共通仮設費に加算 ② 現場管理費(率 式):「実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から積算基準により算出した現場管理費に含まれる実績変更対象費(率分)を差し引いた費用」を積算基準により算出した現場管理費に加算 - 受注者は、工事請負契約書別記第21条に基づき、工事発注時に際して見込む作業不能日数と著しく乖離した場合は、工期の延長変更を請求することができる。 - 受注者は、「共通費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 - 上記により難しい場合は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010943.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>(建築関係)労働者確保に要する共通費の実績変更の運用基準の改定》

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

明示 項目	明 示 事 項	適用の 有 無	内 容
	12 「遠隔地からの資材調達に要する輸送費」の有無	無	・ 本工事は、東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上できるものとする。 ・ 対象となる資材は、生コンクリート、石材とする。 ・ 輸送費の算出は、工事場所から資材製造地区境までの距離に応じた輸送費を契約変更で計上する。 ・ 輸送した資材は、資材製造地区の設計単価による契約変更とする。 ・ 輸送費を契約変更で計上するには、受注者は発注者に事前に必要事項を通知して了解を得ることとし、了解を得た場合に限り、実績に応じて輸送費を請求できるものとする。 ・ 輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、岩手県営建設工事請負契約書別記第25条第1項から第4項(いわゆる「全体スライド」)、第5項(いわゆる「単品スライド」)、第6項(いわゆる「インプレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更及び「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」と併用できるものとする。 ・ 適用除外工事は以下のとおり。 ① 受注者が、輸送費を請求する意志を、事前に書面により発注者に通知していない工事。 ② その他発注者が適用除外と認めた工事。 ・ 詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」とおりであり、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010942.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>土木技術管理・働き方改革>(建築関係)遠隔地からの資材調達に要する輸送費》
	13 その他	有	既存幕地等吊物を考慮した更新とすること。また、設置後の保守管理については、施設管理者並びに幕地等点検者に確認の上、施設に影響の無いよう進めること。

1. 他の特記仕様書と重複している事項については、本施工条件明示によること。
2. 図面等に内容を明示する場合には、その内容欄にその旨を明示すること。

入札時積算数量書の取扱いについて

1 用語の定義

- (1) 「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）第 5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) 「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) 「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。

2 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

3 積算数量に関する協議

- (1) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (2) 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。
- (3) 協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。